

○財務省告示第百八十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年五月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年六月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百四十  
十回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募







十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払者入払元償償 後第  
込札場利還還 の二  
期参所金金期 利期  
日加支額限 子以

初利入価・別債行争非者特  
期札格第参市及入価・別  
利発競II加場び札格第参  
子率行争非者特国発競I加

平成二十六年五月十五日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行額百円につき百円  
日額成二八五十月日  
平利子支の以。前六ヶ月間  
るをその日以前六ヶ月間に  
い、その日以前六ヶ月間に  
日、支払と、及び十一月  
毎、年、五、十、五、日、及、十一月、十五

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は払し払平年  
定、、期た成○  
す次、その金と一  
る号の銀額し十  
期及翌行を、六  
日び営業業支次  
に第十業業払の十  
つ十五日にに。式月  
て号に支当たに十  
同におうるし、算  
じ。い（と、算  
。て以き支